

日本神経内分泌学会 会費規則

(会費)

第1条

本会の定款第9条に定める年会費は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 理事、監事 | 10,000円 |
| (2) 評議員 | 7,000円 |
| (3) 一般会員 | 5,000円 |
| (4) 学生会員 (初期研修医の卒後2年を含む) | 2,000円 |
| (5) 賛助会員 一口 | 50,000円 |

(納入規定)

第2条

会費は当該会計年度の間、年額の全額を納入しなければならない。

以上

(平成17年3月01日作成)

(平成27年9月18日改訂)